平成30年7月豪雨被害からの復旧に取り組む皆さまを応援します!!

資料2-1

「農業者等復旧応援事業」 のご案内

が 設置していた マルチやネットが 流されてしまった 機械や施設が浸水したから修繕しないと

流れ込んできた ゴミの撤去が必要だ



草刈り機等が 水没して使えなく なってしまった

☆被災して使えなくなった、農業用資材や器具の購入、機械の 修繕にかかる経費を支援します!

☆出荷額の回復につながる販売活動に必要な経費を支援します!



申請書類の作成もサポートします!

☆京都府農業改良普及センターの普及指導員等が、 あなたの営農再開をお手伝いします (被害状況確認や今後の営農に向けた相談)

申請締切

第一次締切:平成30年8月31日(金)まで

第二次締切: 平成30年9月28日(金) まで

申請書類提出先

各地域の農業改良普及センター、家畜保健衛生所、広域振興局などの窓口へ

※事業の詳細は裏面をご覧下さい

補助金の事業内容

対象となる方

普及指導員等が 確認します

京都府内で営農されている府民の方で、被害報告のあった販売農

家、畜産農家等*

※ 経営耕地面積が30a以上 又は 農産物販売金額が50万円以上の農家

支援対象

- ① 農業用資材等の購入経費 (マルチ、支柱、防虫ネットなど)
- ※災害復旧のため掛かり増しとなる資材で 平成30年10月末までに使用するもの が対象です。
- ② 機器等の購入経費(草刈機、肥料散布機、播種機など)
- ③ 機械・施設等の修繕経費 (コンバイン等の農業機械、ポンプ、 小破程度のパイプハウスなど)
- ④ 被災農地等の簡易な復旧 (ゴミや土砂の持ち出し処理など)
- ⑤ 商談会や販売促進会への出店料等
- ※ただし、他の事業との重複申請とならないもの。

平成30年7月豪雨による 被害の復旧のために取り 組まれたものが対象です。

実績報告時に領収証(レシート)や導入資材・機器・活動状況が分かる写真が必要です。

農業共済制度の対象となる被害は、共済金と補助金の合計が事業費を超えない範囲で補助をします。

補助率

費用の1/2以内(補助上限額10万円/1戸あたり)

お問い合わせ先

京都乙訓農業改良普及センター TELO75-315-2906 山城北農業改良普及センター TEL0774-62-8686 山城南農業改良普及センター TELO774-72-0237 南丹農業改良普及センター TEL0771-62-0665 中丹東農業改良普及センター TELO773-42-2255 中丹西農業改良普及センター TELO773-22-4901 丹後農業改良普及センター Tel0772-62-4308 山城家畜保健衛生所 TELO774-52-2040 南丹家畜保健衛生所 TEL0771-42-3308 中丹家畜保健衛生所 TEL0773-25-1860 丹後家畜保健衛生所 TELO772-43-1125

お住まいの地域の京都府広域振興局(宇治市、亀岡市、舞鶴市、京丹後市)